

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	健康サポート薬局に係る税制措置の延長等	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>健康サポート薬局 「患者のための薬局ビジョン」に基づき、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加え、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に推進するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言等を行う薬局。</p> <p>地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）改正案を踏まえ、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、都道府県知事の認定により次の名称表示が可能となる薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携薬局 入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に、地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局 ・ 専門医療関係連携薬局 がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局 <p>第198回通常国会に、これらの認定薬局制度の新設を含む医薬品医療機器等法の改正案を提出済。当該認定薬局制度部分は2021年度に施行予定。</p> <p>・ 特例措置の内容 (延長要望) 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税に関して、不動産価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置の適用期限を、2年延長する。 (拡充要望) 特例措置の対象を地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に拡充する。</p>	
関係条文	〔 地方税法附則第11条第14項、地方税法施行令附則第7条第21項、地方税法施行規則第3条の2の17 〕	
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (-) (単位：百万円)	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 不動産取得税の優遇措置を延長し、健康サポート薬局への移行を支援することで、地域住民からの相談等の場として薬局や薬剤師を活用しながら、セルフメディケーションを推進する。 また、不動産取得税の優遇措置により、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の取得を支援し、患者が自身に適した薬局を主体的に選択する一助とすることで、患者に対する安全かつ有効な薬物療法の提供を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ・日本再興戦略には、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、また、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号)においても、政府は、個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の増進への取組を奨励するとされている。 ・セルフメディケーションの推進を図るためには、国民が気軽に健康に関する相談をすることができる環境や、専門家の適切なアドバイスの下で一般用医薬品等を安全かつ適切に使用できる環境を整備することが重要。 ・この点、健康サポート薬局は、薬剤師が常駐し、服薬情報の一元的・継続的管理や24時間対応・在宅対応を行う、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加え、要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制を備えるなど、セルフメディケーション推進の拠点としての機能を備えている。 ・薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションを推進するため、健康サポート薬局に対する税制面での支援措置を延長し、薬局に健康サポート機能の導入・充実を含めた積極的な取組を促進することが必要である。 ・「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」(平成30年12月25日厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会)において、「患者が自身に適した機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、薬局開設許可に加え、特定の機能を有する薬局を法令上明確にし、当該機能を果たしうる薬局であることを示す名称の表示を可能とすべき」とされている。 ・具体的な機能としては、かかりつけ薬剤師・薬局が備えていくことが必要とされた機能や患者等のニーズに応じて強化・充実すべきとされた機能を基本に、例えば、以下のような機能を持つ薬局が挙げられる。 ①地域において、在宅医療への対応や入退院時をはじめとする他の医療機関、薬局等との服薬情報の一元的・継続的な情報連携において役割を担う薬局 ②がん等の薬物療法を受けている患者に対し、医療機関との密な連携を行いつつ、より丁寧な薬学管理や、高い専門性を求められる特殊な調剤に対応できる薬局 ・これらの薬局を患者が選択することで、患者が地域で様々な療養環境(外来、入院、在宅医療、介護施設など)を移行する場合や、複数の疾患を有し、多剤を服用している場合にも、自身に適した安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく受けられることが期待できる。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策評価】 基本目標 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること 施策目標 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること。(I-6-2) 医薬品の適正使用を推進すること。(I-6-3)</p> <p>【閣議決定等】 ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。 ・日本再興戦略改定2014(平成26年6月24日閣議決定) 薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進、充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みを検討 ・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号) 政府は、個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の増進への取組を奨励する ・平成28年度与党税制改正大綱(平成27年12月16日自由民主党・公明党) 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。 ・骨太の方針2016(平成28年6月2日閣議決定) 電子版お薬手帳の活用による様々な健康情報等とリンクした薬局の総合的な健康サポート機能の充実を図る。 ・骨太の方針2017(平成29年6月9日閣議決定) 患者本位の医薬分業の実現に向け、かかりつけ薬剤師・薬局が地域における多職種・関係機関と連携しつつ、服薬情報の一元的・継続的な把握等、その機能を果たすことを推進する。 ・骨太の方針2018(平成30年6月15日閣議決定) セルフメディケーションを進めていく中で、地域住民にとって身近な存在として、健康の維持・増進に関する相談や一般用医薬品等を適切に供給し、助言を行う機能を持った健康サポート薬局の取組を促進する。 ・薬機法等制度改正に関するとりまとめ(平成30年12月25日厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会) 今後、地域包括ケアシステムの構築が進む中で、薬剤師・薬局がその役割を果たすためには、各地域の実情に応じ、医師をはじめとする他の職種や医療機関等の関係機関と情報共有しながら連携して、患者に対して一元的・継続的な薬物療法を提供することが重要である。 患者が自身に適した機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、薬局開設許可に加え、特定の機能を有する薬局を法令上明確にし、当該機能を果たしうる薬局であることを示す名称の表示を可能とすべきである。 ・医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(平成31年3月19日閣議決定) 患者が適切に医薬品を服用できるよう、薬剤師に対し、調剤時に限らず、必要に応じてその後も患者の医薬品の使用状況の把握や服薬指導を行うことを義務付けるとともに、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の認定制度を導入する。 ・骨太の方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 一般用医薬品等の普及などによりセルフメディケーションを進めていく中で、健康サポート薬局についても、その効果を検証しつつ取組を進める。</p>
-----	-------------------	---

	政策の達成目標	健康サポート薬局（中小企業者が開設するものに限る。）に対する税制面での支援措置を継続することにより、薬局に健康サポート機能の導入を含めた積極的な取組を促進し、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進を図る。 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局（中小企業者が開設するものに限る。）に対する税制面での支援措置を行うことにより認定薬局制度を推進し、薬局の患者に対する一元的・継続的な薬物療法の提供を推進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	2019年6月末現在、全国で1,432の薬局が健康サポート薬局として届け出ている。
有効性	要望の措置の適用見込み	調査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	健康サポート薬局の要件として、一般用医薬品の販売スペースやプライバシーを確保した相談スペースが必要である。中小企業者の薬局が健康サポート薬局を目指すにあたり、これに要する費用が負担となると考えられるため、中小企業者が開設する健康サポート薬局に対する不動産取得税の軽減措置を延長することは、健康サポート薬局となろうとする薬局の支援として有効である。 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の要件としてプライバシーを確保した相談スペースを求める予定である。中小企業者の薬局が地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局を目指すにあたり、これに要する費用が負担となると考えられるため、中小企業者が開設する地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に対する不動産取得税の軽減措置を設けることは、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定を受けようとする薬局の支援として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「患者のための薬局ビジョン推進事業」（30年度予算額207百万円）において、 1. 「患者のための薬局ビジョン」（平成27年10月）の実現に資するテーマ別に47モデル事業を40道府県で実施。①多職種連携による薬局の在宅医療サービス等の推進事業②ICTを活用した地域の先進的な健康サポート推進事業③薬局・薬剤師による健康サポート推進事業④薬局薬剤師と病院薬剤師の連携（薬薬連携）等の地域連携を担う人材育成事業、の4つのテーマ別にモデル事業を実施した。 2. 患者・国民視点での薬局ビジョンの推進のため、①患者・国民を対象としたアンケート調査、②好事例の横展開を目的とした取組を行い、健康サポート機能の更なる充実・強化など、かかりつけ薬剤師・薬局機能の推進を図った。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記モデル事業により薬局の機能の更なる充実・強化を図るとともに、税制措置で薬局に健康サポート機能の導入・充実を含めた積極的な取組を促進することにより、薬局によるセルフメディケーションのための取組を支援する。
	要望の措置の妥当性	日本再興戦略や骨太の方針2016に盛り込まれた薬局の総合的な健康サポート機能の充実を図り、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションを強力に推進していくためには、健康サポート薬局の不動産取得税控除により、薬局に健康サポート機能の導入・充実を含めた積極的な取組を促進することが必要であり、税制措置を延長することに妥当性がある。 薬機法等制度改正に関するとりまとめにおいて示された、患者に対して一元的・継続的な薬物療法を提供するためには、患者が自身に適した機能を有する薬局を選択できるようにするこ

		とが重要である。そのためには、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の不動産取得税控除により、認定薬局の取得を含めた積極的な取組を促進することが必要であり、税制措置を設けることに妥当性がある。
--	--	---

税負担軽減措置等の適用実績	調査中
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	セルフメディケーション推進のための健康情報の拠点として貢献する薬局（中小企業者が開設するものに限る。）に対する税制面での支援措置を講じることにより、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進を図る。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	2019年6月末現在、全国で1,432の薬局が健康サポート薬局として届け出ている。
これまでの要望経緯	平成26年、27年、28年度税制改正要望。28年度成立。30年度延長。 ・平成30年度与党税制改正大綱（平成29年12月14日自由民主党・公明党） 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
ページ	15 — 3